

福岡県森林林業技術センター

Fukuoka Forest Research & Extension Center



林業普及指導員の活動トピックス 福岡農林事務所

福岡農林管内の「森林経営計画」認定第1号！

森林法の改正に伴って平成24年度からスタートした「森林経営計画制度」。従前の「森林施業計画制度」から変更点が多いことなどから、森林所有者や林業事業者に対して「森林経営計画」の作成指導や市町村の計画書認定業務の支援に、各農林事務所を挙げて取り組んでいるところです。

このような中、福岡県では10月を「森林経営計画作成指導強化月間」とし、計画作成の推進に向け個別訪問などを行いました。

福岡農林事務所では、10月16日に管内4団体に対して個別指導を実施しました。各対象者の森林経営計画の作成着手状況に合わせた指導や打合せを行った結果、晴れて認定第1号の「森林経営計画」が誕生しました。

今回、認定を受けた「森林経営計画」は、篠栗町有林と地元の萩尾生産森林組合所有林からなる約64haの区域で、各々から長期の施業を委託された福岡広域森林組合との共同で作成されたものです。

その計画内容や作成図面からは、以降5年間にわたって計画的な施業実施が見込まれる、面的なまとまりを持った理想的な団地であることが見て取れます。



認定第1号の森林経営計画書



森林経営計画の図面には、今後の施業予定が示されている

今後、県内各地で森林経営計画が作成、認定されることを契機に、森林所有者や施業を担う林業事業者によって適切な森林施業が実施され、持続的な森林経営が営まれ、地域の森林が豊かで多様なものになることを期待しています。

(福岡農林事務所 川端良夫)